

# 平成22年度 林野庁予算の概要

平成22年度概算決定額（平成21年度予算額）

287,375（378,659）百万円

うち林野一般公共

187,030（260,925）百万円

以下主な事業内容を紹介します。事業実施主体等、詳しい内容については各担当課にお問い合わせ下さい。

## ●森林・林業・木材産業づくり交付金

〔七、〇八五（一三、二二三）百万円〕

〇〇万立方メートル（平成二七年）

### ●対策のポイント

地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、必要な経費について都道府県等に対し一体的な支援を行います。

### ●背景・課題

- ・京都議定書目標達成計画に基づき、一三〇〇万炭素トンを森林の吸収で賄うことが必要です。
- ・効率的かつ安定的な林業経営を担い得る事業者等による施業集約化の推進が重要
- ・木材（用材）の自給率（平成二〇年）は二四・〇％と低位です。
- ・年間約二〇〇万立方メートル（推計）発生している林地残材は、ほとんどが未利用となっています。

### ●政策目標

- ・平成二五年度までに、育成単層林から育成複層林へ七・二万立方メートルを誘導
- ・意欲ある事業者による事業量のシエアを拡大（素材生産量五割（平成一七年）→六割（平成二七年）、造林面積六割（平成一七年）→七割（平成二七年））
- ・木材供給・利用量の拡大（一七〇〇万立方メートル（平成一六年）→二三

### ●主な内容

1. 望ましい林業構造の確立  
施業集約化に取り組む能力・体制を有すると認められ、かつ一定以上の素材生産能力を有する林業事業者等が高性能林業機械を導入する際の助成の優遇（交付率三分の一→二分の一）等を行います。
2. 木材利用及び木材産業体制の整備推進  
品質・性能の確かな地域材の供給、外材から国産材への原料の転換、製紙用間伐材チップの安定供給などに必要な施設の整備を進めます。また、地域材を利用した公共施設の整備、石炭火力発電所における間伐材等の混合利用に必要な燃料用木質バイオ

## ●森林整備地域活動支援交付金

〔二〇〇〇万立方メートル（平成二七年）〕

### ●対策のポイント

森林所有者等による森林施業の集約化などに必要な「森林情報の収集活動」及び「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」や、森林施業の実施に必要な「施業実施区域の明確化作業」等について支援します。

### ●背景・課題

- ・低コストで効果的な森林整備を進めるためには、森林施業の集約化が必要です。
- ・森林施業の集約化にあたっては、林齢、樹種、林道からの距離など森林施業の必要性が判断できる情報の収集が必要です。
- ・計画的かつ一体的な森林施業を実施するには、施業実施区域の明確化等が必要です。

マスの生産・利用施設の整備など木質バイオマスの総合的な利用を推進します。  
※間伐、路網整備等については森林整備事業（公共）で実施するほか、平成二二年度第一次補正予算の「森林整備加速化・林業再生事業」や平成二二年度第二次補正予算における「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」等の活用により実施します。

交付率：定額（二分の一、一〇分の四、三分の一等）  
事業実施主体：都道府県、市町村、森林組合、林業事業者、木材関連業者等  
〔お問い合わせ先：1の事業 林野庁経営課〇三三三〇二八〇五五（直）、2の事業 林野庁木材産業課〇三三三〇二八〇五五（直）、4の事業 林野庁木材利用課〇三三三〇二八〇五五（直）〕

間伐・路網整備等について林野庁整備課〇三三三〇二八〇五五（直）

・森林施業の集約化及び森林施業の実施を促進するためには、森林所有者の高齢化、不在村森林所有者などにより不明になりつつある森林の境界を明確にすることが必要です。

●政策目標  
森林施業の集約化を促進し、適切な森林整備の促進を図り、森林の有する多面的機能の発揮

●主な内容  
1. 森林施業の集約化に必要な地域活動への支援

森林施業の集約化のために必要となる「森林情報の収集活動」について、一畝当たり一五、〇〇〇円を交付することにより支援します。

2. 森林施業の実施に必要な地域活動への支援

森林施業計画が作成された森林で、森林施業の実施に必要な「施業実施区域の明確化作業」等の地域活動を対象として、一畝当たり年間五、〇〇〇円を交付することに

より支援します。

補助率・定額  
事業実施主体・都道府県  
3. 森林施業の集約化や森林施業の実施に必要な地域活動への支援  
「施業集約化・供給情報集積事業」の対象となる森林において、実施される「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」に対して、人証（注）を使った場合一畝当たり二四、〇〇〇円、人証を使わなかった場合二〇、〇〇〇円を交付することにより支援します。

補助率・定額  
事業実施主体・都道府県  
4. 交付金の適正かつ円滑な交付に必要な経費への助成  
交付金に関する説明会の開催や地域活動の実施状況の確認など、地方公共団体が交付金を適正かつ円滑に交付するのに必要となる経費を助成します。

補助率・定額  
事業実施主体・都道府県、市町村  
「お問い合わせ先」林野庁企画課〇三三三九三六二二五（直）  
（注）人証（じんしょう）とは、地域において森林の状況に精通している者に境界を確認してもらおうことをいいます。

の自主的な取組を推進します。

●背景・課題

・山村は、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たす一方、過疎化・高齢

## ●山村活性化総合推進事業 （五三七（七二二）百万円）

●対策のポイント

NPO法人等、地域の多様な主体の連携により、森林資源を活用した新たな起業等、山村の活性化のため

化の深刻化により、森林の整備及び保全に支障をきたすことが懸念されています。

このため、多様な主体の連携により、低炭素化に貢献する森林バイオマスの積極的な活用、教育・健康分野での森林・山村の活用等を推進することで、豊富な森林資源から新たな付加価値を創出し、山村の活性化を図ることが必要です。

●政策目標  
森林資源の新たな活用により、山村を活性化  
新規定住者が増加している山村を四割に増加（平成二四年）

●主な内容

1. 社会的協働による山村再生対策構築事業  
二九〇（三五〇）百万円  
森林資源の利用によるCO<sub>2</sub>排出削減量の取引、新素材・エネルギーの事業化等、

山村における新たな付加価値の創造や都市の企業等とのマッチングを支援します。

補助率・定額  
事業実施主体・民間団体  
2. 山村再生総合対策事業  
一七七（二九五）百万円  
山村特有の資源を活用した新たなビジネスモデルの確立に向け、NPO等多様な主体が実施する自主的な取組を推進します。

補助率・定額、二分の一  
事業実施主体・民間団体  
3. 森林総合利用推進事業  
五〇（〇）百万円  
里山林の整備と里山資源の活用等を組み合わせ、自立・継続的に実施できる地域モデルを实証、確立し、全国的な取組の拡大を図ります。

補助率・定額  
事業実施主体・民間団体  
「お問い合わせ先」林野庁企画課〇三三三五〇二〇〇四八（直）

## ●森林の生物多様性保全総合対策事業 （二、〇二三（一六八）百万円）

●対策のポイント

生物多様性条約第一〇回締約国会議の日本開催等を契機とし、森林生態系の調査、保護・管理技術の開発等により、生物多様性保全を総合的に推進します。

●背景・課題

・生物多様性条約第一〇回締約国会議（COP10）議長国としての先導的な役割を

果たす必要があります。

国土の七割を占める森林について、生物多様性の保全に関する施策を適切に実施するための多様性に関する状況の把握や、国民の理解の増進、我が国の取組の国内外への発信などが求められています。

●政策目標

平成二三年度までに「生物多様性の認知度」を五〇％に引き上げ

●主な内容

1. 森林生態系多様性基礎調査(新規)  
四〇五(〇)百万円

全国土を対象に植生等の生物多様性に関する定点観測を実施します。あわせて、データの分析等を行い、生物多様性の保全に向けた森林施策の検討に活用します。

補助率・定額  
事業実施主体・民間団体

2. デジタル森林空間情報利用技術開発事業(新規)  
二九三(〇)百万円

デジタル空中写真の撮影データを解析することにより、森林植生等の属地的な森林の状況について、効率的かつ高精度に把握するための実用化技術を開発します。

補助率・定額  
事業実施主体・民間団体

3. 森林環境保全総合対策事業  
三〇五(二五八)百万円

森林の生物多様性保全に向けて、森林の保護・管理に係る技術開発や、我が国における取組の国内外への発信、野生鳥獣被害対策技術の開発等を促進します。

補助率・定額  
事業実施主体・民間団体

〔お問い合わせ先〕1、2の事業 林野庁 計画課〇三六七四四一三〇〇(直)、3の事業 林野庁研究・保全課〇三六七四四一三三二一(直)

## ●森林づくり国民運動推進事業

〔二二二(二八二)百万円〕

●対策のポイント

地球温暖化防止や生物多様性の保全に向け、森林・林業について広く国民の理解を促進する緑化行事や企業等が参加する森林づくり活動等を支援します。

●背景・課題

・地球温暖化防止や生物多様性保全に向けた国内の森林整備を国民運動として推進するには、これまで以上に幅広い層へ森林づくり活動への参加を促すとともに、多様な主体が参加する森林づくり活動等への支援を進める必要があります。

●主な内容

1. 緑化等に対する国民の理解の促進  
全国規模での緑化活動の推進を支援します。

2. 地球温暖化防止や生物多様性保全に向けた森林づくりの実践支援  
幅広い層による森林づくり活動や森林生態系保全活動等を支援します。

補助率・定額、二分の一

●政策目標

森林づくりに参加する企業、NPO等の数を増加させるとともに、国民の森林・林業に対する理解を促進

●対策のポイント

施業集約化の加速化を図るため、集約化に取り組む事業者の育成と不在村森林所有者への働きかけ等を強化し、持続的な林業経営と国産材の安定供給体制を確立します。

●背景・課題

・今後一〇年間で、人工林の約六割が利用可能な高齢級の森林に移行します。  
・今後、主伐期を迎えるに当たって、林業への再投資により森林資源の循環利用を担える林業経営体・事業者を育成することが必要です。  
・提案型集約化施業の推進による事業量の増大への対応、私有林の約四分の一を占める不在村者の所有森林への森林施業の働きかけが喫緊の課題です。

●政策目標

集約化施業に取り組む林業経営体・事業者が平成三三年度末までに

事業実施主体・民間団体

3. 企業等に対する森林づくりへの参加の働きかけ

森林づくりに関心のある企業等の活動の促進に向けた取組を支援します。

補助率・定額  
事業実施主体・民間団体

4. 地域のシンボリックな里山や巨樹・古木

等の保全・管理技術の開発と普及  
里山、巨樹・古木等の保全・管理技術開発及び技術情報の提供・普及を支援します。

補助率・定額  
事業実施主体・民間団体

〔お問い合わせ先〕林野庁研究・保全課  
〇三三三三〇二八二四三(直)

## ●集約化施業促進等経営支援対策

〔七三〇(二、〇四四)百万円〕

全ての私有林をカバーできる体制を構築

●主な内容

1. 施業集約化・供給情報集積対策  
六二〇(五三四)百万円

提案型集約化施業の取組を一層拡大するため、集合研修に加え、専門家の派遣やOJT研修により「森林施業プランナー」の養成を加速化するとともに、不在村者に対する森林施業の働きかけの強化等を実施します。

補助率・定額、二分の一  
事業実施主体・全国森林組合連合会等

2. リースによる高性能林業機械の導入促進対策  
二二〇(七〇)百万円

高性能林業機械の導入手段の多様化と入手コストの軽減を通じた林業事業者の育成と生産性の向上を図るため、リースによる導入を支援します。

なお、導入支援対象機種にハーベスタ、プロセッサ、スイングヤーダ、フェラーバンチャのアタツチメントを追加します。

補助率：定額、リース料の八〇～二二％程度  
事業実施主体：全国木材協同組合連合会

〔お問い合わせ先〕：林野庁経営課〇三三三五  
〇二八〇四八

## ●緑の雇用総合対策事業

〔所要額〕九、五二七（九、七六二）百万円

### ●対策のポイント

雇用拡大に向けた新規就業者・参入者の実地研修や中堅層の能力向上対策を実施するとともに、人材育成のあり方を見直すための調査を実施します。

### ●背景・課題

・森林吸収源対策として適切な森林整備を支える労働力の確保と林業経営の担い手の確保・育成・定着を図ることが必要です。  
・また、こうした人材の効率的・効果的な育成方法について検討することが必要です。

### ●政策目標

減少が見込まれる林業労働者数について、森林整備を実現するために必要な水準を維持（平成二七年推計値四万人→五万人程度）

### ●主な内容

1. 緑の雇用担い手対策事業  
〔所要額〕九、〇五〇（九、六八五）百万円  
林業経験のない方が①基本的な技術を習得できるように千八百人を対象としたOJT研修等、②作業実態等の理解を図るため五

百七十人を対象とした三ヶ月程度のトライアル雇用に必要な経費を雇用主に対して支援します。

補助率：①定額（研修費一月・一人当たり九万円、講師代一日・一人当たり二万円、最長一〇ヶ月間）  
②定額（研修費一日・一人当たり八千円、講師代一日・一人当たり二万円、最長三ヶ月間）

事業実施主体：全国森林組合連合会

### 2. 林業就業者能力向上対策事業

二九〇（〇）百万円  
コスト管理など現場管理のできる人材を育成するため、必要な研修を実施するためのカリキュラム等の策定や研修参加に必要な経費に対して支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

### 3. 林業経営者育成確保事業

二二〇（〇）百万円  
人材育成の充実・強化に向けた調査、大学等による中核的林業経営者養成、林業高校生に対する林業経営・就業体験等に必要な経費を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

〔お問い合わせ先〕：1、2の事業 林野庁経営課〇三三三五〇一三八一〇（直）、3の事業 林野庁研究・保全課〇三六七四四一三三二一（直）

## ●木材産業活性化総合対策事業

〔所要額〕二、三二一（二七二）百万円

### ●対策のポイント

地域における木材関係企業等の連携促進や木材製品の品質・性能の向上に取り組むとともに、間伐材チップの安定供給体制づくりを推進します。

### ●背景・課題

・森林整備の推進や木材自給率（平成二〇年：二四・〇％）の向上には、間伐材等の利用拡大が喫緊の課題であり、木材需要の大半を占める住宅及び製紙への利用拡大が必要です。

・国内製材工場の九四％は中小規模で、品質・性能の均一な製材品の安定供給に向けた企業間連携、技術の向上及び機械設備等の改善が必要です。

・製紙用針葉樹チップの四割は輸入製品に依存しており、間伐材チップ等の利用拡大に向けた体制整備が必要です。

### ●政策目標

国産材供給・利用量を平成二七年までに二、三〇〇万立方メートルに拡大（平成一六年：一、七〇〇万立方メートル）

### ●主な内容

1. 地域材の水平連携加工システム推進事業  
四二（七二）百万円  
中核工場と連携する中小製材工場の生産品目等の転換、連携体制構築に向けた協議

会活動、中核工場の品質向上のための技術指導に必要な経費を補助します。

補助率：定額、二分の一  
事業実施主体：民間団体

2. 製紙用間伐材チップの安定供給支援事業  
二二（三〇）百万円

地域の間伐材チップの安定供給のための計画作成等及び取引方法の明確化のための指針作成等を行うために必要な経費を補助します。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

3. 木材供給高度化設備リース促進事業  
一五八（二七二）百万円

製材業、木材販売業等を営む企業が機械設備をリースにより導入する場合、そのリース料の一部を助成します。

補助率：定額  
事業実施主体：全国木材協同組合連合会  
〔お問い合わせ先〕：林野庁木材産業課〇三三六七四四一三三二一（直）

# 国産材利用拡大総合対策事業

【一、五五四（三二一）百万円】

## ●対策のポイント

住宅・建築資材、土木・建具等多様な分野での国産材利用の拡大に取り組むとともに、国産材利用の啓発・普及を推進します。

## ●背景・課題

・平成二〇年の木材自給率は二四〇％（対前年比一・四ポイント増加）で四年連続向上しています。  
・国産材需要の過半数を占める住宅分野について、平成二〇年の新設住宅着工戸数は一〇九万戸と、平成一五～一九年の同平均二一九万戸と比較し低位な状況です。

## ●政策目標

国産材供給・利用量を平成二七年までに二、三〇〇万立方メートルに拡大（平成二六年：一、七〇〇万立方メートル）

## ●主な内容

1. 住宅分野への地域材供給シニア拡大総合対策事業 四八八（二九〇）百万円  
「顔の見える木材での家づくり」等地域材住宅づくり活動、長期優良住宅等に対応した地域材による住宅部材の開発、木造建築設計の担い手育成等を支援します。

補助率：定額、二分の一  
事業実施主体：民間団体

## 2. 地域材利用加速化支援事業

七〇一（〇）百万円  
建築物の防火性能向上のためのデータ取

得、室内化学物質が健康に及ぼす影響の検証、国産材住宅に係る情報発信力の強化、型枠用合板等の原料を外材や非木質原料から国産材へ転換するための技術開発、内装材など資材ごとの国産材の安定供給に向けた仕組みづくり等を支援します。

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

3. 木材利用によるグリーン・コーポレート対策事業 一四八（〇）百万円

国産材利用の実需拡大を図る「木づかい運動」について、企業等のニーズに応じた情報提供やマッチングの場の提供等を実施します。

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

4. 違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業 一三九（〇）百万円

市場における違法伐採木材排除のために、合法性証明の取組状況のモニタリングや、輸入木材の調査、合法木材の普及等を推進します。

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

「お問い合わせ先」：1、2の事業 林野庁木材産業課〇三六七四四―二九四（直）、3、4の事業 林野庁木材利用課〇三六七四四―二九六（直）

# 木質バイオマス利用加速化事業

【六三二（〇）百万円】

## ●対策のポイント

電力事業等の大口需要者への供給体制の確立、公共施設や一般家庭など小口需要の拡大に一体的に取り組み、木質バイオマスの利用を総合的に推進します。

## ●背景・課題

・間伐材等の林地残材が年間二、〇〇〇万立方メートル（推計）発生しているが、ほとんどが未利用となっています。  
・電力事業において間伐材の大量・安定的な利用を志向する動きが強まっています。  
・木質ペレットの生産量は約四、〇〇〇トン（平成一五年）から約三八、〇〇〇トン（平成二〇年）に増加しています。

## ●政策目標

燃料または発電用の木質バイオマス利用量（間伐材等の林地残材由来）三二万立方メートル（平成二〇年）を三〇〇万立方メートル（平成二四年）に拡大

## ●主な内容

1. 原木等供給者と需要者間の需給のマッチングに対する支援  
流通コーディネートに必要な人材の育成強化のための研修会の開催や木質バイオマス供給者と需要者ニーズを的確に結びつけるマッチング活動に対し支援します。

補助率：定額、二分の一以内

事業実施主体：民間団体

2. 林地残材の収集・運搬コストの低減のための取組への支援

間伐材等の林地残材の搬出・運搬コスト低減のための先進的・実証的な取組に対し支援します。

補助率：定額、二分の一以内

事業実施主体：民間団体

3. 木質ペレットの安定的な販路の開拓、流通体制の整備等の推進

地域における木質ペレット等の安定的な販路の開拓及び需要に見合った生産・集荷・流通体制の整備を図る取組に対し支援します。

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

4. 木質バイオマス普及のための基盤づくりに対する支援

（一）木質バイオマス利用機器の開発・改良  
木質バイオマス利用機器の低コスト化や性能向上のための試作品の製作・改良、木質ペレットストーブの性能向上等に関する共同開発の実施に対し支援します。

補助率：定額、二分の一以内

事業実施主体：民間団体

（二）規格化した木質ペレットの安全性や燃焼効率の試験等  
規格化した木質ペレットの安全性や燃焼効率の調査等に対し支援します。

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

〔お問い合わせ先〕1の事業 林野庁木材産業課〇三六七四四一二九一(直)、2

4の事業 林野庁木材利用課〇三六七四四一二九七(直)

## ●森林整備事業・治山事業(公共)

〔森林整備事業一八八、一九七(二六一、七三五)百万円〕  
〔治山事業六八、八三三(九九、一九〇)百万円〕

### ●対策のポイント

○路網を整備しつつ、集約化施業の加速化により利用間伐を促進し、森林吸収源対策など国民の期待に応える森林整備を推進します。〔森林整備事業〕

○森林の保水、山崩れ防止機能を発揮させ安全・安心を確保するため、荒廃地を復旧し、森林を再生する治山対策を展開します。〔治山事業〕

### ●背景・課題

・森林吸収目標二二〇〇万炭素の達成のため、効率的な間伐の推進が必要です。〔非常に激しい雨(一時間降水量五〇ミリ以上)の増加に加え、今後、強い降雨現象の頻度が増す可能性は非常に高い( IPCC報告書)ことから、山地災害発生リスクの増大が懸念されます。〕

### ●政策目標

・京都議定書の森林吸収目標二二〇〇万炭素の達成に向けた間伐の実施(六年間で三三〇万ヘクタール等〔森林整備事業〕)  
・周辺の森林の山地災害の防止機能等が確保された集落の数を約五万

二千集落(平成二〇年度)から約五万六千集落(平成二五年度)に増加等〔治山事業〕

### ●主な内容

#### 1. 森林整備事業

二八、一九七(二六一、七三五)百万円  
路網の整備を促進しつつ、平成二四年度までに段階的に集約化施業に転換するとともに、基盤が整備された地域の間伐は、原則、間伐材を搬出利用するものに限定します。

(1) 多面的機能の持続的発揮に向けた間伐等の森林整備

- ① モザイク林への誘導により公益的機能を確保し、資源の循環利用等にも貢献します。
  - ② 森林整備・保全上問題となっている竹林対策の支援等を充実します。
- (2) 効率的な間伐等に資する路網整備の推進

高性能林業機械の導入に対応した路網を整備し利用間伐を推進します。

#### 2. 治山事業

六八、八三三(九九、一九〇)百万円  
流域全体を見据えた効果的な森林の再生を図る治山対策を推進します。

- ① 溪畔林の整備、危険木除去等の総合的な流水災害防止対策を推進します。
- ② 流域生態系の維持・向上に資する新工法

等の開発、定着を促進します。  
③ 最新技術の活用による効率的な崩壊危険地等の調査手法を開発します。  
〔お問い合せ先〕1の事業 林野庁整備課〇三六七四四一三三〇三(直)、2の事業 林野庁治山課〇三六七四四一三三〇八(直)

平成22年度林野庁関係予算概算決定額の概要

区分	平成21年度 予算額	平成22年度 概算決定額	対前年度 比
	百万円	百万円	%
公共事業費	270,899	197,004	72.7
一般公共事業費	260,925	187,030	71.7
治山事業費	99,190	68,833	69.4
森林整備事業費	161,735	118,197	73.1
災害復旧等事業費	9,974	9,974	100.0
非公共事業費	107,760	90,371	83.9
義務的経費	59,806	58,505	97.8
その他経費	47,954	31,865	66.4
総計	378,659	287,375	75.9

(注) 1 上記のほか、農山漁村地域整備交付金により、森林基盤整備事業を実施(1,500億円の内数)  
2 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

なお、平成二二年度国有林野事業特別会計の予算案は以下の表のとおりです。

平成22年度国有林野事業特別会計予算概算決定額の概要

区分	平成21年度 予算額	平成22年度 概算決定額	対前年度 比
	百万円	百万円	%
【歳入】			
国有林野事業収入	40,138	33,527	83.5
一般会計より受入	170,853	152,033	89.0
地方公共団体工事費負担金収入	4,086	2,620	64.1
借入金	247,000	261,909	106.0
合計	462,077	450,080	97.4
【歳出】			
国有林野事業費等	90,336	86,564	95.8
国有林野森林整備事業	66,000	53,342	80.8
治山事業	32,036	25,782	80.5
国有林野災害復旧事業費	3,002	2,902	96.7
国債整理基金特別会計へ繰入	269,693	280,480	104.0
予備費	1,010	1,010	100.0
合計	462,077	450,080	97.4